

令和6年9月末退職予定のみなさまへ

組合員が退職すると、その翌日から被扶養者も含めて当共済組合の資格を喪失します。

(別紙1「退職後の医療保険制度」参照)

退職日の翌日以降は、現在お持ちの組合員証・被扶養者証等は使用できなくなりますので、必ず所属所(市長部局は総務事務センター)へ返却してください。

※大阪市に再就職(再任用含む)される場合や、任意継続の申出をする場合でも、現在お持ちの証は返却が必要です。

共済組合の『任意継続』を希望される方は、以下の内容をご確認ください。

1. 任意継続制度について

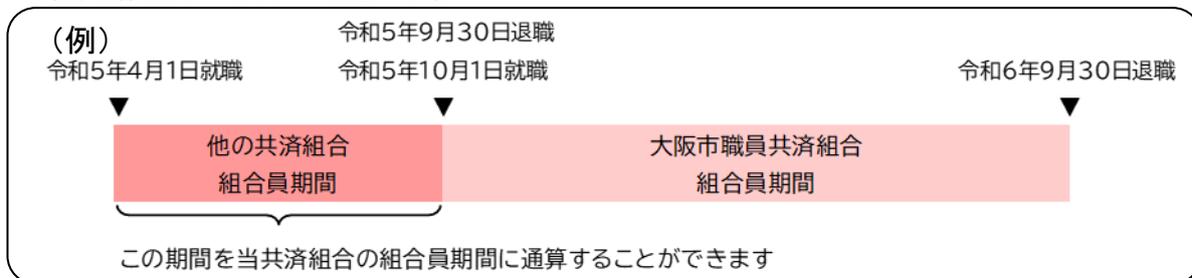
退職後も申出によって、引き続き(最長2年間)組合員の資格を継続することができる制度です。

(1) 任意継続するための加入条件

- 退職の日の前日までに継続して1年以上の組合員期間がある※①(下図参照)
- 退職の翌日から19日以内に任意継続の手続きを行う※②(裏面参照)
- 退職の翌日から19日以内に任意継続掛金を納付する

※① 加入条件の「1年以上の組合員期間」について

退職の日の前日までに継続する当共済組合の組合員期間が1年以上ない場合、当共済組合員資格取得日に引き続く他の共済組合員期間を含めた組合員期間が1年以上ある方は、任意継続資格取得の申出が可能です。



(2) 掛金

任意継続の掛金には「短期掛金」と「介護掛金」があり、事業主負担がなくなり組合員が全額自己負担することになります(在職中より高くなります)。納付書により当共済組合の指定金融機関の窓口にて納付していただきます。

(計算式) ※介護掛金は40歳以上65歳未満の方のみ

短期掛金 = 掛金算定の基礎となる標準報酬月額(A) × 掛金率(B)
介護掛金 = 掛金算定の基礎となる標準報酬月額(A) × 掛金率(B)

標準報酬月額(A) 次の①、②のうちどちらか低い方になります

①	退職時の標準報酬月額
②	全組合員の標準報酬月額の平均(令和6年度410,000円)

掛金率(B) 令和6年度掛金率

短期掛金…1,000分の103.56

介護掛金…1,000分の17.70

【掛金額の例A】(標準報酬月額 **410,000** 円の場合)

短期掛金 410,000円×103.56/1,000=42,459円/月

介護掛金 410,000円×17.70/1,000=7,257円/月 計 49,716円/月

【掛金額の例B】(標準報酬月額 **200,000** 円の場合)

短期掛金 200,000円×103.56/1,000=20,712円/月

介護掛金 200,000円×17.70/1,000=3,540円/月 計 24,252円/月

※自身の現在の標準報酬月額については、所属所からの通知(標準報酬決定通知書)や給与明細等(職場により異なります)にてご確認ください。確認できない場合は所属所の共済担当者を通じ共済組合の庶務係(06-6208-7541)へお問い合わせください。

(3) 給付内容等

在職中とほぼ同様の短期給付を受けることができますが、育児休業手当金、介護休業手当金、休業手当金および退職後に発生した傷病手当金と出産手当金は受けることができません。また、保健事業(がん検診等)については在職中同様に利用することができます。

2. 任意継続のお手続きについて

※②郵送でお手続きいただく《郵送申出》と共済組合の窓口[※]に直接お越しいただく《窓口申出》の2つの方法があります。

任意継続のお手続きを希望される方は別紙2「任意継続の手続き方法」をご確認ください。

注意事項

- 任意継続の手続きは、退職の翌日から19日以内に「任意継続組合員資格取得申出書」の提出及び掛金の納付を完了していただく必要があります。
- 令和6年10月1日に再就職し、再就職先の健康保険に加入する予定がある方は任意継続の申請はできません。
※ 予定していた再就職ができなかった場合は、退職後に任意継続のお申し出を行っていただくことが可能です。
- 再就職が10月の月途中予定の方は、再就職までの間の期間について任意継続のお手続きができますが、月途中で任意継続組合員の資格を喪失しても初月の10月分の掛金は返還できませんので予めご了承ください。

マイナンバーカードの保険証利用をお願いします。

利用方法などの詳細は厚生労働省ホームページで確認ください。



問い合わせ先：大阪市職員共済組合
担当 保健医療係

TEL 06-6208-7591~7593